

（仮称）七ヶ宿陸上風力発電事業 計画段階環境配慮書
に対する山形県知事意見

1 全般的事項

（1）総論

- ① 環境影響評価の手続きを進めるにあたり、関係地方公共団体や住民及び観光関係者に対し丁寧な説明を行うとともに、事業に係る問い合わせ等には真摯に対応すること。
- ② 環境への影響予測にあたっては、最新のデータを使用し、評価項目ごとに調査、予測及び評価の考え方を整理するとともに、できる限り定量的な手法を用いること。
- ③ 今後、風力発電設備による環境への影響が明らかになったものについては、環境保全措置等を環境影響評価方法書以降に記載すること。

（2）事業計画について

- ① 事業計画の策定に際しては、山形県及び関係地方公共団体の環境に関する条例等に配慮すること。
- ② 事業実施想定区域及びその周辺には地すべり地形が多く分布していることから、山形県側から搬入路を計画する場合は、災害に十分注意すること。
- ③ 山形県側から搬入路を計画する場合は、事業実施想定区域及びその周辺に所在する緑の回廊を分断しないことや、東北自然歩道への影響について十分配慮すること。

2 個別事項

（1）騒音及び風車の影等について

風力発電設備の稼働に伴う騒音などの苦情が生じた場合には、真摯に対応すること。

（2）動物、植物及び生態系について

- ① イヌワシやクマタカの行動圏は広いことから、山形県側と宮城県側を連続した生息地として一体で調査、予測及び評価を行うこと。
- ② 事業実施想定区域及びその周辺には、重要野鳥生息地や生物多様性保全のカギになる重要な地域が存在することから、行動圏の広い動物について配慮すること。
- ③ 風力発電設備の塗装については、バードストライクやバットストライクの低減を考慮したデザインの選定を検討すること。

- ④ 自然環境並びに生活環境への影響が懸念される事項（植物、生態系ほか）については、専門家等からの助言を踏まえながら、調査、予測及び評価を行うこと。

（３）景観について

- ① 環境影響評価方法書の手続きを開始する前に、山形県及び関係地方公共団体と環境保全措置に係る事前相談を行い、必要な手続きを確認すること。
- ② 主要な眺望点に国指定文化財史跡羽州街道櫓下宿金山越を加え、眺望景観の変化について調査、予測及び評価を行うこと。